

2.5.3 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、SPCの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するための協議を県と行う。

2.5.4 水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続

県は、水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定及び水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に係る公共施設等運営権の設定をするにあたり、厚生労働大臣に対し、水道施設運営権の設定に係る許可申請を行う⁵⁶。SPCは、県が行う水道施設運営権の設定に係る許可取得の手続に協力するものとする。

2.5.5 運営権の設定

県は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、SPCに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権登録令（平成23年政令第356号）に従って運営権の設定登録を行う。

2.5.6 実施契約の締結

県と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、県は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ・運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結
- ・運営権者との間の本事業用地に係る公有財産貸付契約の締結

なお、県は、PFI法第19条第3項⁵⁷及び第22条第2項⁵⁸の定める事項を県ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

⁵⁶ 水道事業者等が実施する水道施設運営等事業の許可基準は、水道法第24条の6及び第31条並びに水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。）第17条の11及び第17条の12に規定されており、これらの規程に基づき、水道施設運営権の設定の許可の申請が行われる。申請に必要な提出書類一式（申請書、水道施設運営等事業実施計画書及びその他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。））は、県が厚生労働大臣に提出する。

⁵⁷ 第19条第3項 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。

⁵⁸ 第22条第2項 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商

2.5.7 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日までに運営権者譲渡対象資産を県から譲り受ける。

譲渡手続は、県が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、県と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って県が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

2.5.8 事業の開始

運営権者は、事業開始に当たり、引継ぎを完了し、運営権対価を県に対して払い込み、運営権者譲渡対象資産を譲り受けるなどの実施契約上の義務を履行した上で、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

2.6 提案書類の取扱い

2.6.1 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

2.6.2 特許権等

県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

2.6.3 提案内容の矛盾について

文書による記載内容と、提示図面あるいはイメージ図等に矛盾がある場合には、文書による記載内容を優先するものとする。

号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。

2.6.4 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、提案審査において県に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

第 3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 本事業の前提条件

以下に、本事業特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）及び関連資料集等において明らかにする。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業の業務範囲については 1.1.8 の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

3.1.1 県の契約等の承継

県が本事業を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するものについては、本事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

3.1.2 県が実施する業務への協力

県は、3 事業における管路等に係る業務を行うことから、当該業務に関連して県から要請があった場合は、運営権者は県に協力⁵⁹するものとする。

また、県の職員は、執務のために必要な範囲で運営権設定対象施設に出入りすることができるものとする。

3.1.3 県が実施する施設の統廃合等

県は、本事業の開始までに以下を新設する予定である。

- ・ 仙南・仙塩広域水道用水供給事業における調整池（令和 3 年中に工事完了予定）。
- ・ 仙台北部工業用水事業における濁度低減処理施設（令和 2 年度中に工事完了予定）。

大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場については、水需要の長期見通しにより本事業終了後に休止を予定していることから、維持管理に係る費用の増額を踏まえた上で、可能な限り更新費用を抑制した提案を求めるものとする。

このほか、今後の水需要の見通しによっては、県が施設の統廃合等を実施する場合がある。

⁵⁹ 運営権者に追加の費用負担を求めるものではない。

なお、施設の統廃合⁶⁰を除くダウンサイジングについては、応募者からの提案を受け付ける予定である。

3.1.4 下水汚泥の処理

運営権者は、阿武隈川下流流域下水道事業の県南浄化センターにおける汚泥燃料化施設の使用を前提とする必要はなく、応募者は他の方法で汚泥処理を行うことを提案することができる。

なお、提案は必須ではなく、汚泥燃料化施設の使用を継続しても構わない。

3.1.5 指定廃棄物の管理⁶¹

仙南・仙塩広域水道用水供給事業における南部山浄水場敷地内に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）に基づき指定された指定廃棄物（浄水発生土）が保管されている。本事業開始後においても、指定廃棄物の管理については、県が行うものとする。

3.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担

県及び運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。運営権者は、本事業において、その自主性及び創意工夫を発揮して義務事業及び附帯事業を行うこととされていること、並びに任意事業を広範に行うことができるとされていることに鑑み、実施契約等に特段の定めのない限り、本事業に係るリスクは運営権者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙 3 にリスク分担表として示す。

以下、例外的に県がリスクを負担することがある場合等を列挙する。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

3.2.1 不可抗力

- ・ 県及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、洪水、高潮、地震、戦争、テロ、暴動、放射能汚染、放火等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力事象」という。）が生じた場合又は発生のおそれがある場合、運営権者は直ちにその内容を県、関係市町村、工業用水使用者及び

⁶⁰ 運営権設定対象施設外における施設の追加並びに運営権者の業務範囲を超える調整が必要な施設の追加及び変更（管路の工事等）を伴うものをいう。

⁶¹ 運営権者は、県が引き続き使用する土地、建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて使用させるものとする。

関係機関に通知・連絡する。また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い適切な初動対応を行う。緊急対応が必要な場合には、運営権者が自らの判断により臨機の措置を取るものとし、かかる措置を取った場合、速やかに県に報告するものとする。

- ・ 県及び運営権者は、各々が所掌する施設での被害状況を共有し、施設に被害が発生している場合は、施設の復旧や給水・処理の継続等について、協議の上、必要な対応を行う。
- ・ 県は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に基づく運営権設定対象施設の復旧を行うこととし、運営権者は必要な協力を行うものとする。また、9個別事業に係るサービスの停止及び再開に際しては、運営権者は、県、関係市町村、工業用水使用者及び関係機関と適切に連携するものとする。
- ・ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等⁶²に基づき原則として県が負担する。ただし、災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの、運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、運営権者の負担とする。

3.2.2 瑕疵担保責任

- ・ 運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後1年以内に限り、瑕疵による事業への影響を明らかにした上で、運営権者は県に対して協議を申し入れることができるものとする。運営権者が本事業開始前に当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合は、当該瑕疵に起因する費用等を県が負担することとし、その方法は県及び運営権者の協議により定める。
- ・ 募集要項等、県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合であっても、県は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵についての責任を負わない。

⁶² [水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱をいう。](#)

3.2.3 特定法令等変更

- ・ 本事業期間中に、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、県及び運営権者に生じた損失は各自が負担する⁶³。ただし、特定法令等変更に対応するために新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。
- ・ 特定法令等変更により本事業への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.4 特定条例等変更

- ・ 本事業期間中に、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす県条例及び県の計画等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、県は、運営権者に生じた損失を補償する。ただし、1.1.14 - 3)及び1.1.15 - 4)の規定に従い運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行うことにより運営権者に生じる損失を補填できる場合、県は、運営権者に生じる損失の補償を行わないものとする。
- ・ 特定条例等変更により本事業への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.5 需要の変動

- ・ 県及び運営権者は、本事業に関する需要の変動に応じ、1.1.14 - 1)及び1.1.15 - 1)に規定する方法に従って、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行う。
- ・ 上記以外の需要の変動に基づく運営権者が収受する料金等の増減に係るリスクは、運営権者が負う。

⁶³ 特定法令等変更の場合であっても、1.1.14 - 3)及び1.1.15 - 4)に該当する場合に、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行うことは妨げられない。

3.2.6 物価の変動

- ・ 県及び運営権者は、本事業に関する物価の変動に応じ、1.1.14 - 2)並びに1.1.15 - 2)及び3)に規定する方法に従って、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を行う。
- ・ 上記以外の物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に係るリスクは、運営権者が負う。

3.2.7 国補助金制度の変更等

- ・ 国補助金制度が変更される場合においては、県及び運営権者は、協議の上、実施契約の継続等に向けた措置を講ずる。
- ・ 国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合においては、県及び運営権者は、協議の上で計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則として行う。

3.2.8 第三者損害

- ・ 既存施設の存在そのものにより、近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害のリスクは、県の負担とする。

3.2.9 県が遂行する業務に起因する事象

- ・ 県が遂行する業務に起因する運営権者の業務遂行の中断及び不能並びに施設・設備の損傷等のリスクは、県の負担とする。

3.3 対象事業におけるサービスの水準

3.3.1 水道用水供給事業

運営権者は、県及び受水市町村と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権者の行う業務を通じて、市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.3.2 工業用水道事業

運営権者は、県及び工業用水使用者と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設の維持管理を行い、要求水準を満たす工業用水を供給する。

運営権者は、浄水供給している仙塩工業用水道事業及び濁度低減処理施設設置予定の仙台北部工業用水道事業について適切な水運用を実施するとともに、浄水施設の出口において要求水準に定める水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.3.3 流域下水道事業

運営権者は、県と日常的な連絡・調整を図りながら、流入量に応じてポンプを適切に運転し、流域関連市町村の管路から県の流域幹線管路に流入した下水を円滑に処理施設に流入させる。また、処理施設の放流水が、要求水準に定める放流水の水質基準を満たすよう下水を処理するとともに、汚泥を適正処理する。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.4 実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行う。また、モニタリングの結果については、毎年度、県のホームページにおいて公開するものとする。

なお、モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

3.5 要求水準違反時のペナルティ

運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、県は、運営権者に改善措置を求めるとともに、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下「ペナルティ」という。）を課す。

運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合、県は運営権者に代わり、本事業を実施することができる。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティの算出方法については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

3.6 保険

運営権者が付保すべき保険については、要求水準書（案）に示す。運営権者は、その他に本事業運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保

するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得るものとする。

3.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

3.7.1 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業に関連して県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項⁶⁴に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。

なお、県は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う⁶⁵。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ①譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- ②譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③譲受人の株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

3.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処

⁶⁴ 第26条第2項 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

⁶⁵ 改正水道法施行後において、県が水道供給事業に係る運営権の譲渡を許可しようとするときは、水道法第31条により水道供給事業に準用される同第24条の11の規定に従い、事前に厚生労働大臣に協議してこれを行う。

分」と総称する。)について、以下のとおり県は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

第 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

運営権設定対象施設のうち主な施設を以下に示す。

4.1.1 水道用水供給事業

表 7 主な運営権設定対象施設の立地（水道用水供給事業）

区分	施設		立地	
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	漆沢水系	取水・導水施設	門沢取水堰	左岸：加美郡加美町字門沢下窪 右岸：加美郡加美町字水芋屋敷
			芋沢沈砂池	加美郡加美町芋沢小土山
			芋沢沈砂池管理棟	加美郡加美町芋沢小土山
		浄水施設	麓山浄水場 ⁶⁶	加美郡加美町麓山
		送水施設	松山第二調整池	大崎市松山千石字与作松
			松山増圧ポンプ	大崎市松山千石字上林坊
	テレメータ室等		複数あるため、立地は別紙4に示す	
	長谷地中継所		加美郡加美町原長谷	
			小池ヶ平中継所	遠田郡涌谷町字下郡小池ヶ平
	南川水系	取水・導水施設	魚板取水堰	左岸：黒川郡大和町吉田字魚板 右岸：黒川郡大和町吉田字麓北
			南川沈砂池・南川取水ポンプ場	黒川郡大和町吉田字麓北
浄水施設		中峰浄水場	黒川郡大和町吉田字中峯	
送水施設		テレメータ室等	複数あるため、立地は別紙4に示す	

⁶⁶ 濁度低減処理施設及び工水配水池を除く。

区分	施設		立地
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式 (管路等を除く)	取水・導水施設	取水塔	刈田郡七ヶ宿町字大倉山
		導水口	白石市小原清水
		ガンド沢制御室	白石市福岡蔵本字神楽石
	浄水施設	南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山
	送水施設	高区調整池	仙台市太白区茂庭字馬越石
		低区調整池	白石市白川津田字大新田
		(仮)連絡管調整池 ⁶⁷	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山
		制御室	複数あるため、立地は別紙4に示す
		テレメータ室	複数あるため、立地は別紙4に示す
		青麻山中継所	刈田郡蔵王町宮字青麻下山

⁶⁷ 本事業開始までに稼働予定の施設である。

4.1.2 工業用水道事業

表 8 主な運営権設定対象施設の立地（工業用水道事業）

区分	施設		立地
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水・導水施設	郷六取水口	仙台市青葉区郷六字龍沢
		郷六沈砂池	仙台市青葉区郷六字針金
	浄水施設	大槻浄水場	仙台市宮城野区大槻
	配水施設	鶴ヶ谷ポンプ場	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字金堀
		富谷配水池	富谷市穀田字土屋沢
		<u>仙塩七北田川水管橋流量計・濁度計</u>	仙台市宮城野区福室
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	取水施設	熊野堂取水場	名取市高館熊野堂字五反田山
	配水施設	熊野堂配水池	名取市高館熊野堂字五反田山
		柳生弁室	名取市高館熊野堂飛島
		<u>南・北幹線南側流量計</u>	<u>仙台市宮城野区港</u>
		<u>南・北幹線北側流量計</u>	<u>仙台市宮城野区港</u>
		中野連絡ポンプ場	仙台市宮城野区中野
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）	浄水施設	濁度低減処理施設 ⁶⁸ ・工水配水池（麓山浄水場内）	加美郡加美町麓山
	配水施設	桔梗平配水池	黒川郡大衡村桔梗平

⁶⁸ 本事業開始までに稼働予定の施設である。

4.1.3 流域下水道事業

表 9 主な運営権設定対象施設の立地（流域下水道事業）

区分	施設		立地
下水道法に基づく 仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	仙塩浄化センター	多賀城市大代
	排水施設	塩釜中継ポンプ場	塩竈市中の島
		流量計	複数あるため、立地は別紙4に示す
下水道法に基づく 阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川
	排水施設	亘理ポンプ場	亘理郡亘理町荒浜字山神
		角田ポンプ場	角田市神次郎字中田
		名取ポンプ場	名取市杉ヶ袋高原
		大河原ポンプ場	柴田郡大河原町新東
		仙台ポンプ場	仙台市太白区四郎丸字昭和南
		丸森ポンプ場	伊具郡丸森町舘矢間舘山字巻河原
		流量計	複数あるため、立地は別紙4に示す
下水道法に基づく 鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚字新三ツ屋
	排水施設	松山第1中継ポンプ場	大崎市松山下伊場野字薬師
		松山第2中継ポンプ場	大崎市松山長尾字富田上
		鹿島台中継ポンプ場	大崎市鹿島台広長字一盃清水東
		小牛田ポンプ場	遠田郡美里町青生
		三本木ポンプ場	大崎市三本木桑折

区分	施設		立地
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	大和浄化センター	黒川郡大和町鶴巣下草字作内田
	排水施設	海老沢ポンプ場	黒川郡大衡村大衡字古館
		大郷ポンプ場	黒川郡大郷町中村
		大和・大衡ポンプ場	黒川郡大和町落合蒜袋字新田
		大和・富谷ポンプ場 ⁶⁹	黒川郡大和町もみじヶ丘
		流量計	複数あるため，立地は別紙4に示す

4.2 土地の使用に関する事項

本事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項第1号⁷⁰に規定する公有財産であり，財産の分類は同法第238条第4項⁷¹に規定する行政財産にあたる。県は，運営権者が本事業用地の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み，運営権者に対して，公有財産貸付契約書に記載される条件で，本事業期間中は本事業用地を無償で使用できるようにする。

⁶⁹ 建物を除く。

⁷⁰ 第238条第1項第1号 この法律において「公有財産」とは，普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産（後略）

⁷¹ 第238条第4項 行政財産とは，普通地方公共団体において公用又は公共用に供し，又は供することと決定した財産をいい，普通財産とは，行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 料金等の設定及び收受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

5.2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠意をもって協議し、必要に応じて(仮称)経営審査委員会に意見を求めた上でこれを定めるものとする。協議の方法等については、実施契約において定める。

5.3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、本事業の引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、1.1.9 - 4)- ③及び④と同様の取扱いとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

6.1.1 運営権者事由解除

1) 解除事由

- ・運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ・財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合は、県は実施契約を解除することができる。

2) 解除後の措置

- ・県は運営権を取り消す。
- ・県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金 (契約解除の原因となった事由により県に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額)を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合は、運営権者の支払額からこれを控除する。

6.1.2 県事由解除⁷²又は終了

1) 解除又は終了事由

- ・運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が実施契約上の重大な義務（運営権者収受額の改定等のリスク負担に関する事項を含む）を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

⁷² 特定条例等変更による解除を含む。

- ・ 県は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ・ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該運営権設定対象施設に係る本事業との関係においてのみ実施契約を終了するものとする。

2) 解除又は終了後の措置

- ・ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、県は運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 県は、運営権者に対し、実施契約に定める契約解除違約金 (契約解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額) を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により県に生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。

6.1.3 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ・ 不可抗力事象により運営権設定対象施設全てが滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ・ 不可抗力事象を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除する。

2) 解除又は終了後の措置

- ・ 不可抗力事象により運営権設定対象施設全てが滅失したときを除き、県は、運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 運営権者は、県との協議の結果に従い、運営権の放棄又は県の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力事象により県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

6.1.4 特定法令等変更解除

1) 解除事由

- ・ 特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

2) 解除後の措置

- ・ 県は運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 特定法令等変更により県及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

なお、6.1.2 県事由解除又は終了、6.1.3 不可抗力解除又は終了及び6.1.4 特定法令等変更解除に関しては、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業のうち、一部の事業について実施契約の解除及び運営権の取消しが生じた場合、県は、運営権者に対し、運営権者が支払った解除対象事業に係る運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。

6.2 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

本事業は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり、多様な資金調達上の工夫の一環として、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、応募者が、株式会社民間資金等活用事業推進機構による運営権者への出資及び運営権者の議決権の取得を計画するとき、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、当該応募者のコンソーシアム構成員に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、県は同機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同機構に問い合わせを行うものとする。

7.3 その他の措置及び支援に関する事項

県は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、県及び運営権者で協議する。

第 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 本事業に関連する事項

8.1.1 本事業の実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語，通貨は円とする。

8.1.2 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は，応募者の負担とする。

8.1.3 情報提供

本事業に関する情報提供は，以下のホームページ等を通じて適宜行う。

県のホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/>

8.2 **実施方針**に対する**質問**の受付

8.2.1 受付内容

本事業への参画について県へ関心表明書等を提出した営利法人より，**実施方針**に対する**質問**を受け付ける。**質問**の提出に当たっては，県が指定する様式を用いることとする。

8.2.2 受付期間

令和元年 12 月 26 日（木）から令和 2 年 1 月 ● 日（●）まで

8.2.3 提出方法

県のホームページに提出方法を記載する。

8.2.4 意見に対するヒアリング

提出された意見のうち，県において確認が必要と判断したものについては，意見又を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

別紙 1 用語の定義

実施方針における用語	定義
経営	事業計画の作成，実施体制の確保，財務管理，料金の収受，モニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
維持管理	要求水準（水量，水質等）を充足するように，対象施設の運転管理，保守点検，修繕及びこれらに付随する業務を行うこと。
運転管理	対象施設に係る要求水準を充足するように，対象施設で安定的な水処理等を行うほか，日常点検，水質検査等を行うこと。
保守点検	対象施設の機能を保持するために，消耗品や部品の交換，定期点検等を行うこと。
修繕	老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として，対象施設の所定の耐用年数内において機能を維持するために行う工事その他の行為のこと（更新は伴わない）。
改築	更新又は長寿命化により所定の耐用年数を新たに確保すること及び附帯事業に関して附設を行うこと。
更新	対象施設の機能を確保するため，既存の設備を新たに置き替えること。義務事業の実施に必要な設備を導入すること。
長寿命化	設備の一部を活かしながら部分的に新しくすること。
附設	附帯事業の実施に必要な施設を導入すること。
設置	任意事業の実施に必要な施設を導入すること。

別紙2 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法及び運営権ガイドライン における用語			実施方針における用語		
運営等	運営		経営		
	維持管理	修繕	維持管理	運転管理	
				保守点検	
		資本的支出		改築	修繕
		更新			
			長寿命化		
			附設		
建設・改修			設置		

別紙3 リスク分担表

1. 全般

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
事業移管	県帰責による事業開始の遅延	県の手続遅延による本事業開始の遅延	○	
	不可抗力等による事業開始の遅延	不可抗力，第三者損害による本事業開始の遅延	○	
	上記以外による事業開始の遅延	運営権者の手続遅延による本事業開始の遅延		○
不可抗力 (不可抗力による契約解除の場合は，3.その他に示す。)	天災（暴風，洪水，高潮，地震その他異常天然現象），人為的事象（戦争，テロ，暴動等），その他（放射能汚染，放火等），通常予見可能な範囲外のものであって，本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える事象のうち，実施契約に定める一定の要件を満たした事象	災害復旧事業となる天災。 人為的事象，その他通常予見可能な範囲外のものであって，本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える事象。ただし，以下を除外する。 <除外対象> ・災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額 ¹ 未満の場合。 ・運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの。 ・維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの。	○	
	上記以外			○
法令等変更	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不当な影響を及ぼす法令・通知等の変更			<u>2,3</u>
	上記の法令・通知等の変更による新たな設備投資に係る費用		○	
	上記以外の法令・通知等の変更による運営権者の費用の増減			<u>2,3</u>
	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不当な影響を及ぼす県条例及び計画等の変更			<u>2,3</u>

¹ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法，水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱に示される一定額をいう。

² 当該変動・変更に基づく運営権者収受額の定期改定を行う。

³ 当該変動・変更に基づく運営権者収受額の臨時改定を行う。

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
税制変更	水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国税の変更		○	○
	広く一般的に適用される税制の変更	法人税率の変更、運営権者の利益に課される税制度の変更による費用の増減	2,3	
	水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす県税の変更		○	
第三者損害	既存施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害	施設による電波障害、日照妨害、風害等、これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等	○	
	県が遂行する業務に起因する第三者損害	騒音、悪臭、振動等、これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等	○	
	運営権者が行う維持管理及び改築に起因する第三者損害	騒音、悪臭、振動等、これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等		○
	任意事業に起因する第三者損害			○
	運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	失火、改築中の資材の落下等に起因する第三者の身体財産へ損害		○
住民・利用者との関係	本事業を運営権者が実施するという事実そのものにより生ずる避けることのできない反対運動及び訴訟等		○	
	運営権者が提供するサービス内容に起因して発生する反対運動及び訴訟等			○
金利・為替変動	金利上昇、為替変動による資金調達に要する利息の増加			○
物価の変動	通常想定される物価の変動による運営権者の費用の増減		2	
	上記以外の著しい物価の変動による運営権者の費用の増減		3	
動力費の変動	流域下水道事業における著しい動力費の変動による運営権者の費用の増減		3	

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
需要の変動	需要の変動に伴う運営権者の収入の増減		2	
	工業用水道事業における著しい需要の変動に伴う運営権者の収入の増減		3	
許認可	本事業の実施のために必要な許認可の取得遅れ及び取得できなかったことによる事業内容の変更であって県に帰責がある場合		○	
	本事業の実施のために必要な許認可の取得遅れ及び取得できなかったことによる事業内容の変更であって運営権者に帰責がある場合			○
国補助金制度の変更等	国補助金制度が変更される場合及び国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合		協議	
資金調達	運営権者が本事業のための資金調達に失敗した場合			○
計画・設計・仕様変更	事業内容、用途の変更等、県側の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合		○	
	上記以外の理由により計画・設計等が変更される場合			○
業務遂行の中断・不能	県帰責による業務遂行の中断・不能	管路の改築・維持管理、土木構造物の改築に起因する業務遂行の中断・不能	○	
	上記以外の理由による業務遂行の中断・不能 ⁴	運転・制御ミス、ユーティリティ調達不備		○
料金等不払	料金等不払による運営権者の減収	滞納者への督促をしてもなお回収できない工業用水利用者における料金不払による運営権者の減収		○
瑕疵担保	本事業開始後に運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業開始後 <u>1年以内に限る</u> ）		○	
	本事業終了後に運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業終了後 <u>1年以内に限る</u> ）			○
	事業期間中の維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合（本事業終了後 <u>1年以内に限る</u> ）			○

⁴ 不可抗力事象によるものを除く。

2. 維持管理及び改築

リスクの種類			リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
					県	運営権者
維持管理	3事業	電力供給	電力の供給停止，供給能力低下時であってバックアップにより通常対応可能と考えられるもの			○
			電力の供給停止，供給能力低下時であってバックアップで対応不可能なもの		○	
		薬品関係	薬品関係の供給停止，供給能力低下			○
		施設・設備の損傷	県が遂行する業務に起因する施設・設備の損傷	管路の改築・維持管理，土木構造物の改築に起因する施設の損傷	○	
			上記以外の理由による施設・設備の損傷 ⁵			○
水道用水供給事業及び工業用水道事業	水量の変動	新たな水源開発を必要とする原水の恒常的な不足		○		
		一時的な水量不足に起因する配水・給水制限			○	
		洪水・積雪による取水障害 ⁶	流木，土砂流入，スノージャムによる取水障害		○	
	恒常的な原水水質の変化	追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化		○		
		要求水準書に定められた範囲の恒常的な原水水質の変化			○	
	一時的な原水水質の変化	<u>取水停止を行わなければならない一時的な原水水質の変化</u> <u>上記以外</u>		○		
			大雨による原水汚濁の上昇，原水水質の変化（カビ臭，藻類発生によるpH上昇等），油の流入等による水質悪化		○	
浄水発生土の処分	<u>浄水発生土の処理費用の増加</u>	浄水発生土検出成分（ヒ素等）に起因する処理費用の増加		○		
流域下水道事業	流入水量の変化	要求水準書で設定した施設能力を明らかに超えて流入水量が増加した場合	大雨等による流入水量の増加	○		
		上記以外			○	
	流入水質の変化	要求水準書で設定した範囲を超える流入水質の変化に伴う処理費用の増減	<u>悪質排水の流入</u>	○		
		上記以外	処理負荷（BOD）の変動等		○	
	汚泥の処理	運営権設定対象外の施設から搬入される汚泥の性状に起因する汚泥処理の不具合		○		
上記以外に起因する汚泥処理の不具合				○		

⁵ 不可抗力事象によるものを除く。

⁶ 不可抗力事象によるもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業に該当するもの）を除く。

リスクの種類		リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
				県	運営権者
改築	測量・調査	県の指示や変更による遅延, 測量・調査費用の増加		○	
		上記以外			○
	設計	県の指示や変更による遅延, 設計費用の増加		○	
		上記以外			○
	施工	県の指示や変更による遅延, 工事費の増加		○	
		上記以外			○

3. その他

リスクの種類		リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
				県	運営権者
附帯事業	附帯事業の採算性の悪化, 事業の不履行				○
任意事業	任意事業の採算性の悪化, 事業の不履行				○
契約解除	運営権者事由によるもの				○
	県事由によるもの			○	
	所有権の消滅			○	
	不可抗力			○	○
	特定法令等変更		特定法令等の変更により運営権者が本事業を継続することができなくなる場合	○	○

別紙 4 運営権設定対象施設の立地に関する事項（詳細）

1. 水道用水供給事業

区分		施設		立地	
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等）を除く）	漆沢水系	送水施設	テレメータ室等	小野田高区受水テレメータ室	加美郡加美町字麓山
				小野田低区受水テレメータ室	加美郡加美町字南小路
				小野田低区受水流量計室	加美郡加美町字南小路
				中新田受水テレメータ室	加美郡加美町米泉字西野
				古川第1受水テレメータ室	大崎市古川大崎字天望
				松山第1受水テレメータ室	大崎市松山千石字本丸
				鹿島台受水テレメータ室	大崎市鹿島台平渡字鷹待嶽
				南郷受水テレメータ室	大崎市鹿島台木間塚字柿ノ木平
				涌谷受水テレメータ室	遠田郡涌谷町涌谷字八幡山
				小牛田受水テレメータ室	遠田郡美里町北浦字蜂谷森
				田尻・瀬峰高清水受水テレメータ室	大崎市田尻小塩字伝々山
				田尻・瀬峰高清水受水流量計室	大崎市田尻小塩字伝々山
				三本木受水テレメータ室	大崎市三本木字白板
				大衡受水テレメータ室	黒川郡大衡村駒場字戸口
				第1幹線テレメータ室	加美郡加美町米泉字田川
				第1幹線流量計室	加美郡加美町米泉字高田原
				中新田分岐流量計室	加美郡加美町米泉字田川
				第2幹線テレメータ室	加美郡加美町字矢越
				第2幹線流量計室	加美郡加美町字矢越
				古川第一分岐流量計室	加美郡加美町字矢越
				第3・4幹線テレメータ室	大崎市古川中沢字中沖上
				第3幹線流量計室	大崎市古川中沢字中沖上
				第4幹線流量計室	大崎市古川中沢字中沖上
				第5幹線テレメータ室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				第5幹線流量計室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				三本木分岐流量計室	大崎市三本木坂本字鳥屋下前
				第6幹線テレメータ室	大崎市松山千石字極楽橋
				第6幹線流量計室	大崎市松山千石字極楽橋
				松山分岐流量計室	大崎市松山千石字極楽橋
				第7・8幹線テレメータ室	大崎市松山千石字鷹ノ橋

区分		施設			立地
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等）を除く）	漆沢水系	送水施設	テレメータ室等	第7幹線流量計	大崎市松山千石字鷹ノ橋
				第8幹線流量計室	大崎市松山千石字大橋
				第9幹線テレメータ室	大崎市松山字五輪崎
				第9幹線流量計室	大崎市松山字五輪崎
				鹿島台分岐流量計室	大崎市鹿島台船越山野町
				南郷分岐流量計室	大崎市鹿島台船越沢
				第10幹線テレメータ室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				第10幹線流量計室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				小牛田分岐流量計室	遠田郡美里町青生字中ノ橋
				大衡・大和分岐テレメータ室	黒川郡大衡村大衡字北原
				大衡分岐流量計室	黒川郡大衡村大衡一本木
	大和分岐流量計室	黒川郡大衡村大衡一本木			
	南川水系	送水施設	テレメータ室等	大和受水テレメータ室	黒川郡大和町吉田字中峰
				富谷受水テレメータ室	富谷市二ノ関館山
				富谷幹線流量計室	富谷市二ノ関
				大郷受水テレメータ室	黒川郡大郷町中村字屋敷前
				大郷幹線流量計室	黒川郡大郷町中村字屋敷前
				松島受水テレメータ室	宮城郡松島町初原字欠田

区分	施設		立地	
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	送水施設	制御室	檜原制御室（高区制御室）	白石市福岡長袋字檜原山
			宮制御室	刈田郡蔵王町宮字明神裏
			矢附制御室	刈田郡大字矢附字鉢附
			小村崎制御室	刈田郡蔵王町大字小村崎字上葉の木沢
			足立制御室	柴田郡村田町足立西中久保
			中沖制御室	仙台市太白区坪沼南
			塩の瀬制御室	仙台市太白区坪沼字塩ノ瀬
			茂庭制御室	仙台市太白区茂庭台
			折立制御室	仙台市青葉区茂庭寺下
			郷六制御室	仙台市青葉区郷六字葛岡
			長命ヶ丘制御室	仙台市泉区上谷刈字立脇
			寺岡制御室	仙台市泉区根白石紫山
			松森制御室	仙台市泉区松森字刺松
			森郷制御室	宮城郡利府町森郷字町頭
			山根制御室（低区制御室）	白石市福岡長袋字山根入
		大谷制御室	柴田郡大河原町大谷字後田	
		船岡制御室	柴田郡柴田町船岡新栄	
		中谷地制御室	岩沼市南長谷中谷地	
		祝田制御室	亶理郡亶理町字祝田	
		テレメータ室	蔵王テレメータ室	刈田郡蔵王町大字円田字上桔梗
			村田西原テレメータ室	柴田郡村田町大字村田字西原
			仙台芋沢テレメータ室	仙台市青葉区芋沢横向山
			仙台国見テレメータ室	仙台市青葉区国見
			仙台中山テレメータ室	仙台市泉区南中山（南中山配水池）
			富谷テレメータ室	富谷市富谷大清水上
	利府森郷テレメータ室		宮城郡利府町森郷字名古曾	
	多賀城テレメータ室		宮城郡利府町森郷字大窪南（森郷配水池）	
	七ヶ浜テレメータ室	宮城郡七ヶ浜町花淵浜大日堂（君が丘配水池）		
	塩釜テレメータ室	塩竈市伊保石（梅の宮浄水場）		
	松島テレメータ室	宮城郡松島町桜渡戸字土井下（桜渡戸配水池）		
	白石内田前テレメータ室	白石市大平森合字内田前		
	大河原金ヶ瀬テレメータ室	柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部		
	角田江尻テレメータ室	角田市江尻字寺前（角田江尻浄水場）		
柴田船迫テレメータ室	柴田郡柴田町大字本船迫字沢田			
岩沼テレメータ室	岩沼市南長谷字山小屋			
名取テレメータ室	名取市愛島塩手岩沢			
亶理逢隈テレメータ室	亶理郡亶理町逢隈下郡八ツ入（大森山配水池）			
山元山寺テレメータ室	亶理郡山元町山寺字新山			

2. 流域下水道事業

区分	施設		立地	
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	No.1 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市鶴ヶ谷
			No.3 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市高崎字水入
			No.4 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市大代
			No.5 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市宮城野区岩切字小児
			No.10 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市鶴ヶ谷
			No.15 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市泉区松森字台
			No.17 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市宮城野区岩切字台屋敷
			No.19 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市中央
			No.20 流量計(七北田川左岸幹線)	仙台市泉区市名坂
			No.21 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市南宮字八幡
			No.22 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市南宮字庚申
			No.24 流量計(七北田川左岸幹線)	多賀城市市川字立石
			No.9 流量計(七ヶ浜幹線)	多賀城市大代
			No.16 流量計(七ヶ浜幹線)	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字北遠山
			No.2 流量計(塩釜幹線)	多賀城市大代
			No.13 流量計(仙台幹線)	多賀城市栄
			No.14 流量計(仙台幹線)	仙台市宮城野区中野字新沼
			No.18 流量計(仙台幹線)	多賀城市町前
			No.6 流量計(多賀城幹線)	多賀城市中央
			No.11 流量計(多賀城幹線)	多賀城市留ヶ谷
			No.7 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江渚
			No.8 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江渚
			No.12 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町飯土井字長者前
No.23 流量計(利府幹線)	宮城郡利府町神谷沢新江渚			

区分	施設		立地	
下水道法に基づく阿武隈川下流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	阿武隈川幹線第 1-1 流量計	柴田郡柴田町大字四日市場字西台前
			阿武隈川幹線第 1-2 流量計	柴田郡柴田町大字四日市場字雨沼裏
			阿武隈川幹線第 2 流量計	伊具郡丸森町大字館矢間木沼字水門
			大河原幹線流量計	柴田郡大河原町大谷字保料前
			白石川幹線第 1-1 流量計	柴田郡村田町大字沼辺字立石
			白石川幹線第 1-2 流量計	柴田郡柴田町北船岡
			白石川幹線第 2 流量計	刈田郡蔵王町宮字櫛林
			白石川幹線第 3 流量計	刈田郡蔵王町字一本松東
			村田幹線流量計	柴田郡大河原町字小島
			蔵王幹線流量計	刈田郡蔵王町塩沢
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	排水施設	流量計	No.1 流量計	黒川郡大和町鶴巢下草字作内田
			No.2 流量計	黒川郡大和町鶴巢下草字十文字
			No.3 流量計	黒川郡大和町吉岡字南白鳥
			No.4 流量計	黒川郡大和町落合松坂字附ノ川
			No.6 流量計	黒川郡大和町鶴巢字北目大崎
			No.10 流量計	黒川郡大和町落合